

総論



1 第1次実施計画について

1 策定の趣旨

本市では、「千葉市基本構想」（平成11年〔1999年〕12月議決）で定める基本目標などの実現を目指し、市政運営の中長期的な指針となる「千葉市新基本計画」（計画期間：平成24年度〔2012年度〕～33年度〔2021年度〕〔10年間〕）を、市議会の議決を経て、平成23年（2011年）6月に策定しました。

本計画は、新基本計画に基づく最初の実施計画として、3つの「実現すべきまちの個性」（「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい・住んでみたいまち」）の実現を目指し、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けるため、重点的、優先的に取り組む具体的な施策を総合的に明らかにするものです。

また、未来を見据えたまちづくりの基礎固めを行う重要な3年間として、市民や団体、企業など、様々な主体とともに共有し、行動するための計画として策定します。

2 計画の名称

千葉市新基本計画第1次実施計画

3 計画期間

平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を最終年度とする3年間とします。

基本構想

21世紀を展望

基本計画

平成24～33年度（10年間）

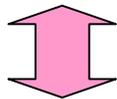
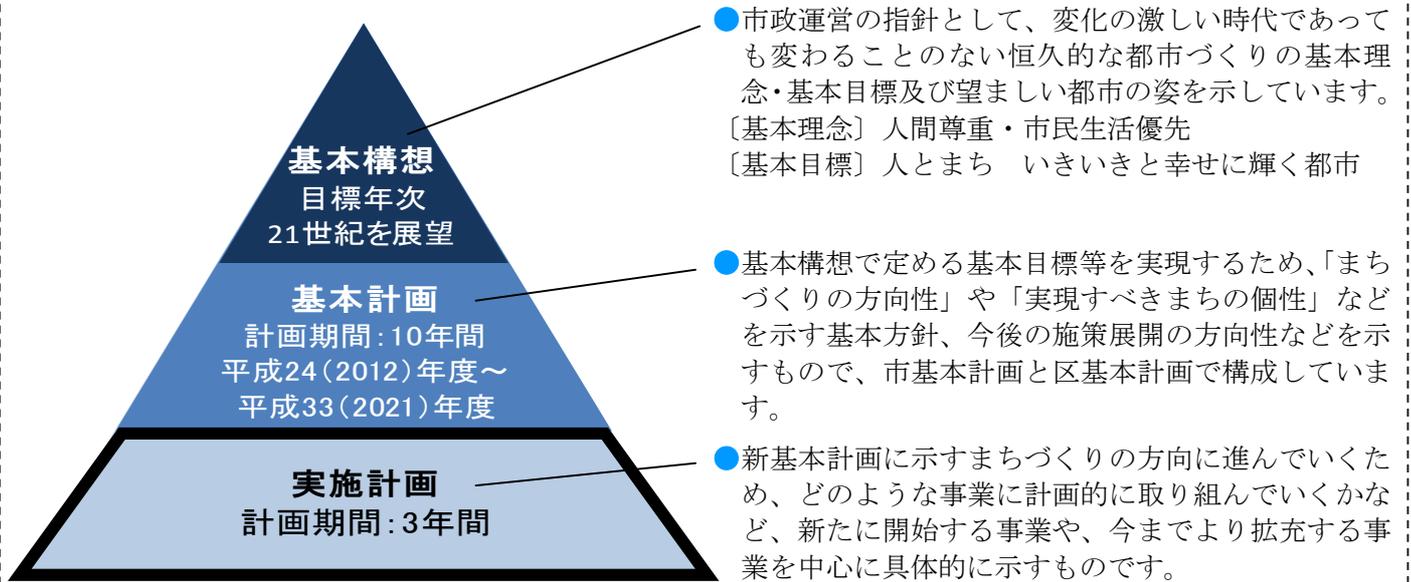
実施計画

第1次実施計画

図表1 本市の計画行政

総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画・実施計画



連 携

個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する計画

(主な個別部門計画)

- ・ 国際化推進プラン
- ・ 地域防災計画
- ・ 行政改革推進プラン※
- ・ 財政健全化プラン※
- ・ 文化振興マスタープラン
- ・ 地域福祉計画
- ・ 新世紀ちば健康プラン
- ・ 高齢者保健福祉推進計画
- ・ 次世代育成支援行動計画
- ・ 環境基本計画
- ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ・ 農業基本計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 緑と水辺のまちづくりプラン
- ・ 住生活基本計画
- ・ 下水道事業中長期経営計画
- ・ 学校教育推進計画
- ・ スポーツ振興計画

2 計画の枠組み

1 人口の見通し

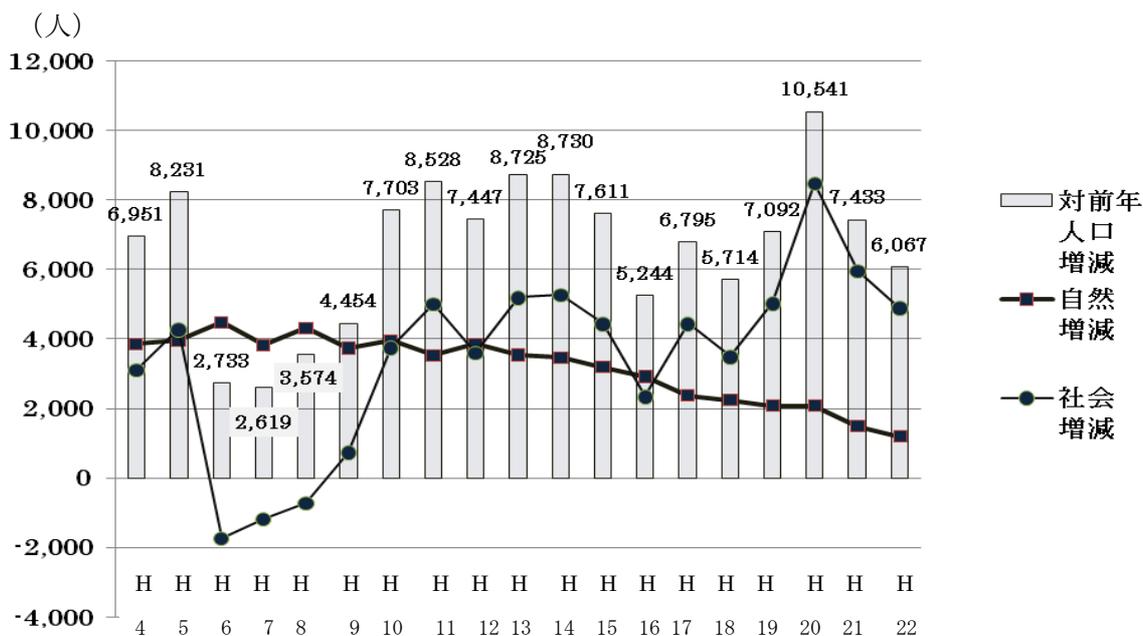
① 人口の推移

本市の総人口は、大規模な宅地開発の影響などにより、毎年、6～8千人程度の伸びを示しており、平成22年（2010年）の総人口は、961,749人となっています。

出生数と死亡数の差である自然動態をみると、出生数は一貫して8千人台を維持していますが、65歳以上人口の増により死亡数が増加しており、自然増の伸びは緩やかに減少しています。

転入数と転出数の差である社会動態をみると、緑区や美浜区における大規模な宅地開発や、近年においては、中央区における住宅開発などにより、伸びを示しています。

図表2 本市人口の伸び（対前年比）の推移（平成4～22年度）



(出典：統計課)

② 人口の見通し

本市の総人口は、中長期的には、平成27年（2015年）をピークに、緩やかに減少していく見通しとなっていますが、計画期間である平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）にかけては、わずかに増加する見通しです。

行政区別の人口をみると、大規模な宅地開発や人口の年齢構成などから、中央区や稲毛区、緑区では増加しますが、その他の区は横ばいもしくは減少する見通しです。

年齢3区分別の人口をみると、65歳以上人口は、団塊の世代が計画期間に65歳以上を迎えるなどの影響で、約3万人増加します。一方、生産年齢である15～64歳人口は、3年間で約2万人減少する見通しです。

世帯数は、平均世帯人員の減少により、緩やかに増加する見通しです。

図表3 市の人口推計（平成24～26年度）（単位：人）

(総人口)

区分	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	
平成22年	961,749	199,364	180,949	157,768	151,585	121,921	150,162	
平成23年	963,120	200,144	180,271	157,401	151,857	123,695	149,752	
計画期間	平成24年	966,000	202,000	179,000	158,000	151,000	125,000	151,000
	平成25年	968,000	204,000	178,000	159,000	150,000	126,000	151,000
	平成26年	970,000	207,000	177,000	159,000	149,000	127,000	151,000

※「千葉市人口動態等基礎調査」をもとに、平成22年国勢調査結果を踏まえて補正している。

(年齢3区分構成)

区分	15歳未満		15～64歳		65歳以上		
		構成比		構成比		構成比	
平成22年	123,972	13.3%	606,496	65.3%	198,850	21.4%	
平成23年	127,911	13.3%	624,720	64.9%	210,489	21.8%	
計画期間	平成24年	127,000	13.1%	618,000	64.0%	221,000	22.9%
	平成25年	125,000	12.9%	612,000	63.2%	231,000	23.9%
	平成26年	123,000	12.7%	606,000	62.5%	241,000	24.8%

※平成22年（2010年）の年齢3区分の人口の合計（929,318人）と総人口（961,749人）との差は、年齢不詳によるもの。

※平成23年（2011年）の年齢3区分の人口は、推計値。

(世帯数)

区分	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	
平成22年	406,309	93,614	76,051	68,503	61,484	44,004	62,653	
平成23年	409,301	94,253	76,235	68,655	62,112	45,179	62,867	
計画期間	平成24年	412,000	96,000	76,000	69,000	61,000	46,000	64,000
	平成25年	416,000	98,000	76,000	70,000	61,000	46,000	65,000
	平成26年	420,000	100,000	76,000	71,000	61,000	47,000	65,000

(平均世帯人員)

区分	市全体	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	
平成22年	2.37	2.13	2.38	2.30	2.47	2.77	2.40	
平成23年	2.35	2.12	2.36	2.29	2.44	2.74	2.38	
計画期間	平成24年	2.34	2.10	2.36	2.29	2.48	2.72	2.36
	平成25年	2.33	2.08	2.34	2.27	2.46	2.74	2.32
	平成26年	2.31	2.07	2.33	2.24	2.44	2.70	2.32

(出典：千葉市新基本計画)

2 行財政運営の見通し

① 財政の見通し

本市の財政状況は、平成22年度（2010年度）決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）による連結実質赤字比率※が上昇したほか、実質公債費比率※と将来負担比率※が依然として政令市でワースト1位であるなど、引き続き厳しい状況にあります。

市債発行の抑制などにより、将来負担比率※が大幅に減少するなど、徐々に財政健全化の取り組み効果が現れていますが、今後も、財政健全化プラン※や公債費負担適正化計画※に基づき、財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

このような財政状況の下で、普通会計※の中期的な財政収支を推計した結果、計画期間の歳出総額は、1兆1,137億円で、このうち、計画事業費は、730億円と見込んでいます。

また、普通会計以外の会計※を加えた第1次実施計画全体の計画事業費は、1,065億円と見込んでいます。

図表4 中期財政見通し（H24～26）

（単位：億円）

歳 入		歳 出		収支差
区 分	推計額	区 分	推計額	推計額
市税	5,137	義務的経費	5,934	
譲与税・交付金	580	人件費	1,751	
地方交付税	284	公債費	1,795	
国庫支出金	1,547	扶助費※	2,388	
市債	1,262	投資的経費	1,015	
その他	2,093	その他	4,188	
総 額	10,903	総 額	11,137	

※普通会計

（単位：億円）

区 分	計画事業費
普通会計※	730
普通会計外※	335
総 額	1,065

② 行財政改革の取り組み

本市は、平成4年（1992年）の政令指定都市移行後、都市基盤整備を積極的に進めてきたことによる市債残高の急増のほか、長引く景気低迷による市税収入の伸び悩み、さらには、少子超高齢化への対応や扶助費※の増大などにより大幅な収支不足が見込まれています。

このような状況から、行政改革推進プラン※や財政健全化プラン※を中期経営ビジョンと位置付け、行財政改革の取り組みを進めています。

行政改革については、これまでも事務事業の見直しや、組織、定員及び給与の見直しなどに取り組み、一定の成果を挙げてきましたが、引き続き、事務事業の整理合理化や公有財産の適正な管理・活用の推進などを重点に取り組んでいきます。

また、財政健全化については、財政健全化プラン※に基づき、公平性、公正性の観点からも市税等の徴収強化に向けた取組みを進めるなど、あらゆる歳入確保に取り組むとともに、定員適正化計画※に基づく職員の定員削減など、歳出削減に取り組んでいます。

今後も、将来に向けた財政健全化のため、財政健全化プラン※の見直しを行い、新たな取組みや既存の項目をより強化する取組みを、議会と市民の理解と協力を得ながら進めていきます。

3 計画の基本的な考え方

1 計画の役割

本計画は、市民や団体、企業など、まちづくりにおける様々な主体と、新基本計画に定める「まちづくりのコンセプト（わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり）」をはじめ、「まちづくりの基本方針」を共有し、まちづくりの方向性に基づく事業に取り組むことにより、3つの「実現すべきまちの個性」の実現を目指して、これから10年間のまちづくりを円滑に始動し、推進する役割を担います。

図表5 本市のまちづくりの基本方針

まちづくりのコンセプト

わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり

みんなで進める
まちづくり

未来へつなぐ計画
的なまちづくり

個性や魅力を高め
るまちづくり



実現すべきまちの個性

未来をつくる人材
が育つまち

みんなの力で
支えあうまち

訪れてみたい・
住んでみたいまち

まちづくりの方向性

方向性1

豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ

方向性2

支えあいやすらぎを生む、あたたかなまちへ

方向性3

豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ

方向性4

ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ

方向性5

ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

まちづくりを支える力

様々な主体の連携が織りなす「まちづくりの底力」

目指すべき都市の構造

長期的な方向性として、市民生活に必要な諸機能を徒歩圏内に集約するなどの「集約型都市構造」への転換を基本とします。

2 計画の視点

人口減少や少子超高齢化、グローバル化の進展など、本市が様々な課題に的確に対応し、将来にわたって魅力的なまちであり続けるため、まちづくりの方向性に基づく取組みを通じ、3つの「実現すべきまちの個性」（「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい・住んでみたいまち」）の実現を目指します。

このため、計画期間に重点的、優先的に取り組むべき3つの視点（「まちづくりを支える力」を高める、行財政改革への取組み、未来のまちづくりに向けた投資）を設定するとともに、東日本大震災を踏まえ、安全・安心のまちづくりにも配意して計画を策定し、各施策を推進します。

1 「まちづくりを支える力」を高める

- 複雑化・多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、「市民一人ひとりから始まるまちづくり」の視点により、地域が主体的にまちづくりを行う仕組みづくりを進めます。
- 市民や団体、企業など様々な主体について、まちづくりへの参加・連携の可能性を検討し、適切な役割分担に基づき、担い手として積極的に参加してもらうなど、「まちづくりを支える力」を高めます。
- また、市民に身近な区役所の地域づくりなどの役割を高め、地域における市民主体のまちづくりに資する取組みを進めます。



2 行財政改革への取組み

- 厳しい財政見通しのなか、限られた財源で効果的な施策展開を図るため、市民ニーズや地域課題に即したゼロベースの検証を行うとともに、新たな取組みについては、将来的な財政負担も踏まえ、真に取り組むべき事業のみを位置付けるなど、財政健全化への対応を図ります。
- 高度経済成長期に整備した都市基盤施設や情報システムの更新などについて、ライフサイクルコスト※の縮減や運用の効率化の観点から、将来にわたって縮減効果を発揮する取組みを進め、新たなまちづくりの投資へつなげます。
- 既存ストックの有効活用など適正な資産経営を進めるとともに、長期的展望に立った都市機能の集約化を検討し、取組みを進めます。
- 行政改革や財政健全化の取組みと連携し、事業の見直しについて不断に取り組むとともに、中長期的な視点に立って、施策の成果を重視した事業へのリニューアルなどを進めます。

3 未来のまちづくりに向けた投資

- 市民一人ひとりが未来に希望を持ち、本市に住み続けたいと思ってもらえるよう、未来のまちづくりに必要な投資は積極的に行います。
- 子育て支援や教育など、未来の人材を育成する取組みや、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、東京都心や成田国際空港に近い立地や、国際コンベンション機能を有する幕張メッセや海など、本市の魅力や特色を最大限活用し、新たな需要や雇用、賑わいを生み出す産業を育成するなど、本市が住まう場や働く場、さらには観光やレジャーの場として選ばれるまちづくりを進めます。



4 安全・安心のまちづくり

- 首都直下地震の発生の可能性が高まるなか、東日本大震災を踏まえ、危機管理体制の充実強化を図るとともに、市有建築物やライフラインの耐震化など、防災・減災対策の充実を図ります。
- 自助・共助・公助の連携と役割分担のもと、市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域住民の連帯意識に基づく防災・減災体制を促進するなど、地域の防災力の向上を図ります。
- 本市においても集中豪雨など自然災害のリスクが高まっていることから、市民の生命や財産を守る取組みを着実に進めます。



3 計画事業の選定

計画事業の選定にあたっては、行政サービスの受け手である市民の視点や、納税者の視点から、事業がもたらす成果を重視しました。

具体的には、これまで推進してきた事業にどのような効果があったのか、あるいはどのような課題があるのかなどを検証し、意義の薄れた事業は積極的に見直すとともに、個別部門計画との整合性も考慮しながら、新基本計画に定める「まちづくりの方向性」や「施策」に貢献する事業を、計画的に位置付けました。

また、人口減少社会の到来といった社会情勢の変化や、本市の厳しい財政状況を勘案し、従来のような右肩上がり前提とした計画づくりから転換し、将来を見据えた財政見通しのもと、本市が進める行政改革や財政健全化の取組みと連携し、緊急性や必要性、進捗状況、未来への投資効果などを含めた総合的な観点から、選択と集中による事業の厳選を行いました。

さらに、市民主体のまちづくりを推進するため、市民や団体、企業など、様々な主体の参加と連携のもとで取り組む事業を積極的に位置付けるとともに、取組みについては、各論で個別に紹介します。

図表6 計画事業数と計画事業費

各年度における事業は、毎年度の予算編成の中で位置付けていきます。

(単位：億円)

政策（まちづくりの方向性）	計 画 事業数	計 画 事業費
方向性1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ	4 1	1 0 8
方向性2 支えあいやすらぎを生む、あたたかなまちへ	4 4	7 5
方向性3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ	4 7	2 1 5
方向性4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ	1 1 2	6 4 4
方向性5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ	3 5	2 3
合 計	2 7 9	1, 0 6 5

※計画事業数は、経常的な事業や千葉市以外が事業主体となる事業で計画事業費を計上していない事業も含まれます。

4 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、計画事業の着実な遂行を図るとともに、以下の点に留意し、推進していきます。

1 市民や団体、企業など様々な主体の参加と連携

計画の実現のためには、市民や団体、企業など、様々な主体と新基本計画に定める「まちづくりのコンセプト」をはじめ、「まちづくりの基本方針」について共有するとともに、3つの「実現すべきまちの個性」の実現を目指し、それぞれの主体が「まちづくりを支える力」として、まちづくりに参加し、連携する必要があります。

このため、全庁をあげて、「まちづくりを支える力」を高めていくとともに、計画のPRに努めます。

2 行政改革と財政健全化の取組みとの連携

厳しい財政状況への対応や、効率的・効果的な行政運営への要請に応えるよう、市民視点や納税者視点に立った行政改革や財政健全化の取組みとの連携をより一層進めます。

3 PDCAサイクル※に基づく計画の進行管理

計画（Plan）に基づく、実施（Do）と確認・評価（Check）、さらには改善行動（Act）へと続くマネジメントを、政策評価制度に基づき、適切に行います。

具体的には、3年後にめざす目標事業量を明示するとともに、各年度の予算・決算時に計画の事業量ベースの進行管理を行い、公表します。また、本計画期間終了後、3年間の事業の振り返りを行います。

4 計画の弾力的な運用

計画事業の実施にあたっては、施策や事業を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応するなど、計画の弾力的な運用に努めます。